

条例点検票

			作成年月日	令和4年6月17日
条例番号	平成24年静岡市条例 第83号	条例名	静岡市理容師法等施行条例	
制定年月日	平成24年12月14日	最終改正年月日	平成24年12月14日	
所管課名	生活衛生課			
条例の概要	理容師法（昭和22年法律第234号）及び理容師法施行令（昭和28年政令第232号）の施行に関し必要な事項を定めるものである。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	構造設備、衛生上その他の必要な措置を定めることにより興行場の衛生水準の向上を図るものであり、現在においても必要な条例である。	制定時との間に特に行政課題等に変化が認められないため、対応は不要と考える。		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	本条例を定めるに当たっては「理容所および美容所における衛生管理要領について」（昭和56年6月1日環指第95号、以下「衛生管理要領」という）を参考にしており、本条例の規定により、一定の衛生水準が確保されている。	本条例の規定により有効に衛生水準が確保されており、改正の必要性はない。		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	本条例に基づき興行場の開設、変更等の許可申請を行う際は、運用上、当課との事前協議を行うよう要請しており、手続は遅滞なく行われる。	本条例に定める基準は衛生管理要領を参考にしているため、全国的に同様の水準の措置が求められ、特に本市においてのみ過大な負担が生じている点はないと思われる。		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	本条例及び衛生管理要領に沿って策定された条例について、適法性を否定した判例については把握していない。	特になし		
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	特に協働が図られてはいないが、特定の業について営業者が講ずべき構造設備及び衛生上の措置の基準を定める条例であることから、協働を図ることは条例の目的や趣旨にそぐわないと考える。	左記のとおり特に協働の余地はないと思われる。		
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	大半の他都市も衛生管理要領に沿って同様の条例を制定している。特に静岡県及び浜松市においては、県内で異なる基準を用いる事がないよう同様の基準を制定している。	特に他市の事例を参考に改正する点はないと思われる。		
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり				

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整すること。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内にする。
- 2 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）を添付すること。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容の整合を図ること。

条例点検票

			作成年月日	令和4年6月17日
条例番号	平成24年静岡市条例 第84号	条例名	静岡市美容師法等施行条例	
制定年月日	平成24年12月14日	最終改正年月日	平成24年12月14日	
所管課名	生活衛生課			
条例の概要	美容師法（昭和32年法律第163号）及び美容師法施行令（昭和32年政令第277号）の施行に関し必要な事項を定めるものである。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	構造設備、衛生上その他の必要な措置を定めることにより興行場の衛生水準の向上を図るものであり、現在においても必要な条例である。	制定時との間に特に行政課題等に変化が認められないため、対応は不要と考える。		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	本条例を定めるに当たっては「理容所および美容所における衛生管理要領について」（昭和56年6月1日環指第95号、以下「衛生管理要領」という）を参考にしており、本条例の規定により、一定の衛生水準が確保されている。	本条例の規定により有効に衛生水準が確保されており、改正の必要性はない。		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	本条例に基づき興行場の開設、変更等の許可申請を行う際は、運用上、当課との事前協議を行うよう要請しており、手続は遅滞なく行われる。	本条例に定める基準は衛生管理要領を参考にしているため、全国的に同様の水準の措置が求められ、特に本市においてのみ過大な負担が生じている点はないと思われる。		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	本条例及び衛生管理要領に沿って策定された条例について、適法性を否定した判例については把握していない。	特になし		
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	特に協働が図られてはいないが、特定の業について営業者が講ずべき構造設備及び衛生上の措置の基準を定める条例であることから、協働を図ることは条例の目的や趣旨にそぐわないと考える。	左記のとおり特に協働の余地はないと思われる。		
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	大半の他都市も衛生管理要領に沿って同様の条例を制定している。特に静岡県及び浜松市においては、県内で異なる基準を用いる事がないよう同様の基準を制定している。	特に他市の事例を参考に改正する点はないと思われる。		
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり				

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整すること。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内にする。
- 2 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）を添付すること。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容の整合を図ること。

条例点検票

			作成年月日	令和4年6月17日
条例番号	平成23年静岡市条例 第52号	条例名	静岡市地域リハビリテーションセンター条例	
制定年月日	平成24年4月1日	最終改正年月日	平成25年1月29日	
所管課名	地域リハビリテーション推進センター			
条例の概要	身体障害者福祉法第11条第1項の身体障害者更生相談所及び知的障害者福祉法第12条第1項の知的障害者更生相談所として並びに地域リハビリテーション（障害の程度にかかわらず、住み慣れた地域において、自立した生活を送ることを支援するための諸活動をいう。）を推進する施設の設置、業務及び運営に関する条例。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	・法に規定された身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所の業務を行う上で必要である。 ・介護予防等、地域リハビリテーション推進拠点としての業務を行う上で必要である。	現行どおり。		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	・法に規定された身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所の業務を行うことができている。また、本市の地域リハビリテーション推進の拠点として、役割機能を果たすことができている。	現行どおり。		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	・市民や事業者に過大な負担はない ・行政における事務は効率的に行われている。	現行どおり。		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	・本市及び他都市において、当該施設の設置及び運営に関する規定について、適法性を否定されたことはない。 ・不必要になった規定、改正すべき規定又は法令に抵触する規定はない。	現行どおり。		
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	・障害者支援機関との連携や、福祉教育、介護予防事業等において市民の参画、協働が果たされている。	現行どおり。		
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	・他都市では、身体及び知的障害者更生相談所を単独設置する場合もあれば、医療機関や通所施設等の事業所を併設する場合もあるため、内容に必然的な差があるが、他都市と比較して改正する点はない。	現行どおり。		
キ その他	なし			
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり				

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整すること。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内にする。
- 2 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）を添付すること。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容の整合を図ること。

条例点検票

			作成年月日	令和4年6月9日
条例番号	平成15年静岡市条例 第46号	条例名	静岡市特別職報酬等審議会条例	
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	平成25年2月15日	
所管課名	総務局人事課			
条例の概要	議会の議員の議員報酬の額、市長及び副市長の給料の額並びに政務活動費の額について審議 に関し必要な事項を定めたもの			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい 課題は何か。条例は必 要か。	市長は、特別職報酬等の額に関する条例を 議会へ提出するときは、あらかじめ静岡市 特別職報酬等審議会に諮問しなければなら ないため、当該条例は必要である。	改正の必要なし。		
イ 有効性 課題に対し有効に 機能しているか。	有効に機能している。	地方自治法第138条の4第3項の規定に基づ く付属機関であり、更に有効な手段へ改正す る余地はない。		
ウ 効率性 効率的か。無駄は ないか。	効率的で無駄はない。	特別職報酬等の額に関する条例を議会に提 出するときに諮問する非常設型審議会であ り、より効率的な制度に改正する余地はな い。		
エ 適法性 判例で適法性を否 定されたことはない か。	適法性を否定されたことはない。	該当なし。		
オ 協働性 協働は果たされて いるか。協働の余地 はないか。	審議会の組織は、市の区域内の公共的団体 等の代表者その他市民のうちから、市長が 委嘱すると規定されており、既に協働の仕 組みが条例に規定されている。	改正の必要なし。		
カ 他都市 他都市の条例はど うか。	他都市においても同様の条例が整備され ている。	他都市の条例もほぼ同様の内容（都市間での 差異はあまりない。）		
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり				

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整すること。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内にする。
- 2 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）を添付すること。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容の整合を図ること。

条例点検票

		作成年月日	令和4年6月16日
条例番号	平成15年静岡市条例 第12号	条例名	静岡市議会政務活動費の交付に関する条例
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	平成25年2月15日
所管課名	議会総務課		
条例の概要	地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項及び第15項の規定に基づき、静岡市議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、市議会における会派に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるもの		
評価			
基準	評価結果	対応	備考
ア 必要性 条例で解決したい 課題は何か。条例は必 要か。	地方自治法第100条第14項及び第15項の規定に基づき、市議会における会派に対して、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定める必要がある。	地方自治法の規定に基づき定める条例であり、廃止することはできない。	
イ 有効性 課題に対し有効に 機能しているか。	各会派の議員の調査研究その他の活動を行う上で必要な経費を交付しているため、有効に機能している。	対応なし	
ウ 効率性 効率的か。無駄は ないか。	効率的で無駄はない。	対応なし	
エ 適法性 判例で適法性を否 定されたことはない か。	判例で適法性を否定されたことはない。	対応なし	
オ 協働性 協働は果たされて いるか。協働の余地 はないか。	条例に市民参画の仕組みを定める余地はない。	対応なし	
カ 他都市 他都市の条例はど うか。	他都市でも同様の条例により、政務活動費を交付することに関し、必要な事項を定めている。	対応なし	
キ その他			
見直し結果			
改廃等の必要	理由	特記事項	
現行どおり			

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整すること。ただし、最大で2ページ(両面1枚)以内にすること。
- 2 条例の概要が分かる資料(条例概要書、パンフレット等)を添付すること。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価(事務事業評価又は施策評価)をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容の整合を図ること。

条例点検票

			作成年月日	令和4年5月24日
条例番号	平成18年3月24日 静岡市条例第34号	条例名	静岡市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例	
制定年月日	平成18年3月24日	最終改正年月日	平成25年3月8日	
所管課名	障害者支援推進課			
条例の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づき、法の施行に関し必要な事項を定めるもの。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律において、条例で定めることとされている事項があるため、当該条例は必要である。	改正の余地なし。		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	有効に機能している。	改正の余地なし。		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	市民や事業者に過大な負担になっておらず、行政における事務も不必要に煩雑ではないので、効率的と言える。	改正の余地なし。		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	当該条例の適法性が争われた判例はない。	改正の余地なし。		
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	協働の余地はない。	改正の余地なし。		
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	他都市においても、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、本市と同様の条例が制定されている。	改正の余地なし。		
キ その他	特になし。	改正の余地なし。		
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり				

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整すること。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内にする。
- 2 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）を添付すること。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容の整合を図ること。

条例点検票

			作成年月日	令和4年6月8日
条例番号	平成25年静岡市条例 第4号	条例名	静岡市新型インフルエンザ等対策本部条例	
制定年月日	平成25年3月8日	最終改正年月日	平成25年3月8日	
所管課名	危機管理総室			
条例の概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法第37条において準用する法第26条の規定に基づき、静岡市新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定める。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	静岡市新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるため、現在も必要な条例である。	なし。		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	組織や会議について規定しており、有効に機能している。	なし。		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	a 外部コスト なし。 b 内部コスト 煩雑性なし。	なし。		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	判例により違法性を否定されたことはない。	なし。		
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	協働の余地はない。	なし。		
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	他都市の同様の条例と比較し、規定内容に過不足はない。	なし。		
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり				

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整すること。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内にすること。
- 2 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）を添付すること。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容の整合を図ること。

条例点検票

			作成年月日	令和4年6月17日
条例番号	平成17年静岡市条例 第182号	条例名	静岡市蒲原プール条例	
制定年月日	平成17年12月15日	最終改正年月日	平成25年3月8日	
所管課名	スポーツ振興課			
条例の概要	児童等に対する水泳のための施設を提供することにより、児童等の体育の振興を図るため、静岡市蒲原プールを設置する。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	<p>夏休み期間において、児童等（小学生以下のみ）の体育の振興を図るため、プールを設置し水泳の機会を提供する施設である。制定当初から、蒲原地区のみならず市内に公共プールは新たに設置されておらず、代替施設は無い。</p> <p>蒲原地区の児童にとって、夏休みにおける水泳の機会は依然必要である。</p> <p>また、蒲原プール以外に、教育施設課が所管する蒲原中学校プールを、スポーツ振興課が一時使用により、プール開放を行っている。蒲原プールと異なり、中学生以上も使用可能としている。</p> <p>蒲原地区において、15歳未満人口は減少しており（R3/H24≒70%）、蒲原中学校プールの利用者数は、由比・蒲原地区において最も少ない。</p> <p>以上のことから、蒲原中学校プールの開放を中止し、利用対象者を中学生以上に拡充したうえで、蒲原プールに統合したい。</p> <p>しかし、蒲原プールは条例第4条において、利用者の範囲を「小学校の児童及びこれに準ずる者並びに小学校の就学の始期に達していない者並びにこれらの付添人とする。」としており、中学生以上の利用を認めていない。</p> <p>よって、中学生以上の者の利用を可能とする条例改正を行いたい。</p>	児童等だけでなく、中学生以上の夏季のプール利用の受け皿として対象者を拡充したうえで、引き続き、蒲原プールは必要である。		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	少子化により15歳未満人口が減少しており、現在の小学生以下を利用者の範囲とする運用では、利用者が限定され、施設の有効活用が図られていない。	利用者の範囲を中学生以上についても拡充するための改正を行う。		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	人件費、光熱水費等の上昇により、監視業務、水道料金等の維持管理費負担が増加しており、予算確保が困難となっている。現在の利用状況に合わせたプールの統合により、無料の市民プールを継続する。	蒲原中学校プールの開放を中止し、蒲原プールに統合する。		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	なし			

様式 1

オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	条例に、市民参画の定めは無い。 施設の運用状況、規模、本市における同種施設の状況から、協働の余地はない。	協働の余地はない。	
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	他市において、条例で設置している使用料が無料のプール施設が少なく、比較検討が困難である。		
キ その他			
見直し結果			
改廃等の必要	理由	特記事項	
改正	基準ア、イ、ウにより、本条例を改正する。 蒲原中学校プールの開放を中止し、蒲原プールに統合し、蒲原プールを中学生以上も対象とし継続する。		

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整すること。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内にする。
- 2 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）を添付すること。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容の整合を図ること。

条例点検票

			作成年月日	令和4年5月31日
条例番号	平成25年静岡市条例 第35号	条例名	静岡市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例	
制定年月日	平成25年3月8日	最終改正年月日	平成25年3月8日	
所管課名	河川課			
条例の概要	第1次一括法において河川法が改正され、準用河川管理施設等の構造の技術的基準を河川管理者である地方公共団体が定めることとなったため、政令で定める基準を参酌して市の条例で定めた。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	河川法が改正され、準用河川に係る河川管理施設等の構造について河川管理上必要とされる技術的基準は、政令で定める基準を参酌して市の条例で定めることとなったため。	経過措置である平成24年4月1日の施行日から1年を超えない期間内に条例を整備する必要があったため、平成25年3月8日に条例を制定した。		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	課題等は特にないが、条例は問題なく機能している。	条例は有効に機能しているため対応なし。		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	構造の技術的基準のため、無駄なく効率的である。	条例は効率的に機能しているため対応なし。		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	該当する判例なし。	該当する判例がないため対応なし。		
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	河川管理施設の構造基準のため協働の余地はなし。	対応なし。		
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	準用河川を管理する全国の地方公共団体で条例化されている。	対応なし。		
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり				

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整すること。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内にする。
- 2 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）を添付すること。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容の整合を図ること。

条例点検票

			作成年月日	令和4年6月17日
条例番号	平成25年3月8日 静岡市条例第5号	条例名	静岡市学校教育施設整備基金条例	
制定年月日	平成25年3月8日	最終改正年月日	平成25年3月8日	
所管課名	教育施設課			
条例の概要	学校教育施設の整備に要する経費の財源に充てるため、静岡市学校教育施設整備基金を設置することを目的とし、その管理、運用等につき定める。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	学校教育施設の整備に要する経費のための基金は現在でも必要とされており、本条例は必要である。			
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	条例は基金の設置に必要であり、有効に機能している。			
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	基金を設置するにあたり、効率的である。			
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	適法である（判例で適法性を否定されたことはない）。			
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	基金の性質上、協働の余地はない。			
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	他都市の条例と同様の規定のみであり、改正の余地はない。			
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり				

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整すること。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内にすること。
- 2 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）を添付すること。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容の整合を図ること。

条例点検票

		作成年月日		令和4年6月15日	
条例番号	平成26年静岡市条例 第7号	条例名	静岡市予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人を定める 条例		
制定年月日	平成26年3月20日	最終改正年月日	—		
所管課名	総務局総務課				
条例の概要	地方自治法施行令に基づき、予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人を定めるものである。				
評価					
基準	評価結果	対応	備考		
ア 必要性 条例で解決したい 課題は何か。条例は必 要か。	本市には資本金等四分の一以上二分の一未満を出資している法人があり、その予算の執行についても長の調査対象とする必要があると考えることから、地方自治法施行令第152条第1項第3号及び第4項第2号の規定により、予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人を条例で拡大する必要がある。	改正不要			
イ 有効性 課題に対し有効に 機能しているか。	予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人が条例で拡大され、有効に機能している。	改正不要			
ウ 効率性 効率的か。無駄はな いか。	効率的である。	改正不要			
エ 適法性 判例で適法性を否 定されたことはない か。	適法である。	改正不要			
オ 協働性 協働は果たされて いるか。協働の余地 はないか。	協働のしくみを定める余地はない。	改正不要			
カ 他都市 他都市の条例はど うか。	他都市もほぼ同様の規定内容である。 なお、政令指定都市のうち岡山市は、対象範囲を定めるのではなく、該当する法人を列挙している。	改正不要			
キ その他					
見直し結果					
改廃等の必要	理由	特記事項			
現行どおり					

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整すること。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内にすること。
- 2 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）を添付すること。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容の整合を図ること。

条例点検票

			作成年月日	令和4年6月13日
条例番号	平成15年静岡市条例 第109号	条例名	静岡市交通安全対策会議条例	
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	平成26年3月20日	
所管課名	市民局生活安心安全課			
条例の概要	交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号。以下「法」という。）第18条の規定に基づく市町村交通安全対策会議（以下「対策会議」という。）の設置に関し、必要な事項について定めるもの。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	本市では、市区域内の陸上交通の安全対策に係る総合的かつ計画的な推進を図るため、法第18条第1項の規定に基づき、「静岡市交通安全計画」を作成し、その実施の推進に努めるべく、交通安全対策会議を設置している。また、同法第18条第3項の規定により、交通安全対策会議の組織及び所掌事務について条例によって定めることとされており、当該条例は必要である。			
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	本市では、これまで第11次にわたる交通安全計画を作成し、関係機関・団体等が一体となって陸上交通の安全対策を協力に実施してきているため、有効に機能している。			
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	a 外部コスト 条例の対象となる市民や事業者には過大な負担はない。 b 内部コスト 計画策定には、交通安全対策会議（委員約15名）への諮問やパブリック・コメントなど、手続きに相当の時間と労力を要する。また、県計画と重なる部分も多く、網羅されている面が多い。現在、指定都市市長会において、計画策定等における地方分権改革の推進に関し、地方の自主性及び自立性を尊重するため、計画等の策定に関する義務付け・枠付けについて、他の計画等との内容の重複や重要性の低下がみられる計画等の統廃合を行うよう提言がなされる予定であり、今後の法改正の動きについて注視していく必要がある。			
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	適法性を否定されたことはない。			
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	法第18条第3項の規定により、委員となるべき者が定められており、市民参画の仕組みを定める余地はない。			
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	他都市の条例と比較して妥当な内容であり、改正する余地はない。			

様式 1

キ その他			
見直し結果			
改廃等の必要	理由	特記事項	
現行どおり			

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整すること。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内にする。
- 2 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）を添付すること。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容の整合を図ること。

条例点検票

		作成年月日		令和4年6月8日	
条例番号	平成26年静岡市条例 第10号	条例名	静岡市消防長及び消防署長の資格を定める条例		
制定年月日	平成26年3月20日	最終改正年月日	平成26年3月20日		
所管課名	消防局消防部消防総務課				
条例の概要	消防組織法第15条第2項の規定に基づき、消防長及び消防署長の資格を定めるもの				
評価					
基準	評価結果	対応	備考		
ア 必要性 条例で解決したい 課題は何か。条例は必 要か。	消防長及び消防署長の資格については、 地方分権推進の観点から、政令で定める基 準を参酌し市町村の条例で定めることと されている。(消防組織法第15条第2項) 消防長及び消防署長は、消防本部、消防 署の最高責任者であり職員を指揮監督す る立場にあることから、これらの職に必要 な資格について本市の実情に鑑みた基準 を定めることは必要である。 よって、本条例は必要である。				
イ 有効性 課題に対し有効に 機能しているか。	消防長及び消防署長の資格について、役 職及び年数を明示し明確に規定されてお り、有効に機能している。				
ウ 効率性 効率的か。無駄はな いか。	特に煩雑な規定はなく、効率的な制度と なっている。				
エ 適法性 判例で適法性を否 定されたことはない か。	判例で適法性を否定されたことはない。				
オ 協働性 協働は果たされて いるか。協働の余地は ないか。	市民参画の仕組みを定める余地はない。				
カ 他都市 他都市の条例はど うか。	消防長及び消防署長の資格について、他 都市の条例とも比較して妥当な内容であ り、改正する余地はない。				
キ その他					
見直し結果					
改廃等の必要	理由	特記事項			
現行どおり					

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整すること。ただし、最大で2ページ(両面1枚)以内にする。
- 2 条例の概要が分かる資料(条例概要書、パンフレット等)を添付すること。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価(事務事業評価又は施策評価)をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容の整合を図ること。

条例点検票

		作成年月日		令和4年6月7日	
条例番号	平成15年静岡市条例 第270号	条例名	静岡市社会教育委員条例		
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	平成26年3月20日		
所管課名	教育総務課				
条例の概要	社会教育法の規定に基づく社会教育委員の設置について定めるもの。				
評価					
基準	評価結果	対応	備考		
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	社会教育法に基づき、社会教育委員の定員や構成、任期を定めるものであり、現在も必要な条例である。	改正等の必要なし			
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	上記アのとおりであり、有効である。	改正等の必要なし			
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	a 外部コスト なし b 内部コスト 煩雑性なし	改正等の必要なし			
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	判例により適法性を否定されたことはない。	改正等の必要なし			
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	市民等を委員として委嘱、任命しており、既に協働が図られている。	改正等の必要なし			
カ 他都市 他都市の条例かどうか。	他都市においても同様の条例が整備されている。	他都市の条例もほぼ同様の内容（都市間での差異はほとんどない。）			
キ その他					
見直し結果					
改廃等の必要	理由	特記事項			
現行どおり					

(注)

- 行は必要に応じて適宜調整すること。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内にする。
- 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）を添付すること。
- 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容の整合を図ること。

条例点検票

		作成年月日		令和4年6月17日	
条例番号	平成26年静岡市条例 第105号	条例名	静岡市福祉事務所設置条例		
制定年月日	平成15年4月1日		最終改正年月日	平成26年6月23日	
所管課名	福祉総務課				
条例の概要	社会福祉法第14条第1項の規定に基づき、福祉に関する事務所を設置するもの。				
評価					
基準	評価結果		対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい 課題は何か。条例は必 要か。	社会福祉法第14条第1項に基づき、福 祉に関する事務所を設置しなければなら ないため、必要性がある。		現行どおり		
イ 有効性 課題に対し有効に 機能しているか。	社会福祉法第14条第1項に基づき、福 祉に関する事務所を設置しなければなら ないため、有効性はある。		現行どおり		
ウ 効率性 効率的か。無駄はな いか。	社会福祉法第14条第1項から第6項に 基づく事項を記載しており、無駄はない。		現行どおり		
エ 適法性 判例で適法性を否 定されたことはない か。	判例で適法性を否定されたことはない。		現行どおり		
オ 協働性 協働は果たされて いるか。協働の余地は ないか。	協働を図る余地はない。		現行どおり		
カ 他都市 他都市の条例はど うか。	他都市も同様の内容になっている。		現行どおり		
キ その他					
見直し結果					
改廃等の必要	理由			特記事項	

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整すること。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内にする。
- 2 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）を添付すること。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容の整合を図ること。

条例点検票

			作成年月日	令和4年6月13日
条例番号	平成15年静岡市条例 第290号	条例名	静岡市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例	
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	平成26年7月3日	
所管課名	警防課			
条例の概要	消防組織法（昭和22年法律第226号）第25条の規定に基づき、静岡市消防団員で非常勤のものが退職した場合において、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に支給する退職報償金に関し必要な事項を定めるもの。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	多年、職務に携わって退職した消防団員の労苦に報いるため設けられた制度であり必要である。	現行どおり。		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	消防団員退職報償金支給の的確な実施に資するものであるとともに、消防団員の消防活動等に係る環境を整備することに寄与しており、有効に機能している。	現行どおり。		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	退職報償金は、総務省令で定めるところにより、本市と消防団員等公務災害補償等共済基金との契約により支給されており、実務手引きにより効率的に実施されている。	現行どおり。		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	判例なし。（第一法規法情報総合データベース「D1-Law.com判例体系」検索済み。）	現行どおり。		
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	該当なし。（静岡市市民参画の推進に関する条例該当外）	現行どおり。		
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	本市と同様	現行どおり。		
キ その他	なし。	なし。		
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり				

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整すること。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内にすること。
- 2 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）を添付すること。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容の整合を図ること。

条例点検票

			作成年月日	令和4年6月10日
条例番号	平成26年静岡市条例 第110号	条例名	静岡市いじめ問題対策連絡協議会条例	
制定年月日	平成26年7月3日	最終改正年月日	平成26年7月3日	
所管課名	教育局児童生徒支援課			
条例の概要	いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第14条第1項の規定に基づき設置される「静岡市いじめ問題対策連絡協議会」の組織等に関し、必要な事項を定めるもの。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	静岡市のいじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図り、学校におけるいじめの防止等に関する協議を行い、学校のいじめ防止対策について、提言を受けることは必要である。			
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	透明性の確保や専門知識の導入のため、第三者機関の提言を受けることは有効である。			
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	効率的なものであり改善の必要はない。			
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	適法性を否定された事案はなく規定にも問題はない。			
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	本会は、静岡地方法務局や静岡市PTA連絡協議会、静岡人権擁護委員協議会静岡市委員会から推薦された委員等により成り立っており、協働が果たされている。			
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	多くの自治体で同様の条例を定めている。			
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行通り				

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整すること。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内にすること。
- 2 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）を添付すること。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容の整合を図ること。

条例点検票

			作成年月日	令和4年6月17日
条例番号	平成16年静岡市条例 第75号	条例名	静岡市中心身障害者ケアセンター条例	
制定年月日	平成16年10月15日	最終改正年月日	平成26年10月14日	
所管課名	障害福祉企画課			
条例の概要	静岡市中心身障害者ケアセンターの設置に関して必要な事項を定めたもの			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	身体障害者及び知的障害者の自立及び社会参加の促進並びに健康の増進を図るため、継続して心身障害者ケアセンターを運営する必要がある。	改正の余地なし。		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	指定管理者により適正な運営管理が行われており、有効に機能している。	改正の余地なし。		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	a 外部コスト 問題なし b 内部コスト 問題なし	改正の余地なし。		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	適法である。	改正の余地なし。		
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	身体障害者及び知的障害者を対象とする施設利用に関する条例であり、協働する余地はなし。	改正の余地なし		
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	全国統一の制度であるため、改正の余地なし。	改正の余地なし		
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり				

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整すること。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内にする。
- 2 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）を添付すること。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容の整合を図ること。

条例点検票

		作成年月日		令和4年5月25日	
条例番号	平成25年3月8日 静岡市条例第20号	条例名	静岡市児童福祉法施行条例		
制定年月日	平成25年3月8日	最終改正年月日	平成26年12月26日		
所管課名	障害者支援推進課				
条例の概要	児童福祉法の規定に基づき、法の施行に関し必要な事項を定めるもの。				
評価					
基準	評価結果		対応		備考
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	児童福祉法において、条例で定めることとされている事項があるため、当該条例は必要である。		改正の余地なし。		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	有効に機能している。		改正の余地なし。		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	市民や事業者に過大な負担になっておらず、行政における事務も不必要に煩雑ではないので、効率的と言える。		改正の余地なし。		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	当該条例の適法性が争われた判例はない。		改正の余地なし。		
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	協働の余地はない。		改正の余地なし。		
カ 他都市 他都市の条例かどうか。	他都市においても、児童福祉法に基づき、本市と同様の条例が制定されている。		改正の余地なし。		
キ その他	特になし。		改正の余地なし。		
見直し結果					
改廃等の必要	理由			特記事項	
現行どおり					

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整すること。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内にする。
- 2 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）を添付すること。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容の整合を図ること。

条例点検票

			作成年月日	令和4年6月17日
条例番号	平成15年静岡市条例 第148号	条例名	静岡市子育て支援センター条例	
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	平成27年2月22日	
所管課名	子ども未来局 子ども未来課			
条例の概要	子育て支援センターについて、設置及び運営に関する基準を定めた条例			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい 課題は何か。条例は必 要か。	少子化の進行に伴い、子育てを社会全体で 支援する環境づくりが求められている中、 多様な子育て支援事業を実施し、子育て家 庭を支援する目的の施設設置のために必 要な条例であり、地方自治法第244条の2 第3項の規定により指定管理者が適切な 管理運営を行っている。			
イ 有効性 課題に対し有効に 機能しているか。	指定管理者により保育士の配置や施設 の環境整備等について適切な管理運営が なされており、有効に機能している。			
ウ 効率性 効率的か。無駄は ないか。	適切な指定管理者が決定しており、無駄 のない管理運営がなされている。			
エ 適法性 判例で適法性を否 定されたことはない か。	判例において、適法性を否定されたことは ない。			
オ 協働性 協働は果たされて いるか。協働の余地 はないか。	指定管理者による施設運営を規定して いる中で、業務仕様書において、地域や住 民との連携など、市民参画を業務内容に定 めている。			
カ 他都市 他都市の条例はど うか。	児童福祉法で定められている事業であ り、他都市についてもほぼ同様の条例とな っている。			
キ その他	特になし			
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整すること。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内にする。
- 2 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）を添付すること。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容の整合を図ること。

条例点検票

		作成年月日		令和3年6月17日	
条例番号	平27年静岡市条例10 第10号	条例名	静岡市いじめ防止再調査委員会条例		
制定年月日	平成27年3月20日	最終改正年月日	改正なし		
所管課名	子ども未来局 子ども家庭課				
条例の概要	いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態の調査結果について、同法第30条第2項の規定による再調査を行うための附属機関を設置する。				
評価					
基準	評価結果	対応	備考		
ア 必要性 条例で解決したい 課題は何か。条例は必 要か。	いじめ防止対策推進法の目的である、いじ め防止、重大事態と同種の事態の防止のた め、同法第30条第2項規定による再調査 は必要である。	改正の必要なし			
イ 有効性 課題に対し有効に 機能しているか。	有効に機能している。	改正の必要なし			
ウ 効率性 効率的か。無駄はな いか。	a 外部コスト：なし b 内部コスト：煩雑性なし、任期を2年と し、委員会を常設することで、重大事態が 発生し、市長からの諮問に対し、迅速に委 員会を開催できる。	改正の必要なし			
エ 適法性 判例で適法性を否 定されたことはない か。	該当なし	該当なし			
オ 協働性 協働は果たされて いるか。協働の余地は ないか。	附属機関の設置条例のため、協働の余地は ない。	該当なし			
カ 他都市 他都市の条例はど うか。	他と市の条例と比較し、規定内容に過不足 はない。	改正の必要なし			
キ その他					
見直し結果					
改廃等の必要	理由	特記事項			
現行どおり					

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整すること。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内にする。
- 2 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）を添付すること。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容の整合を図ること。

条例点検票

		作成年月日		令和4年6月1日	
条例番号	平成16年静岡市条例 第95号	条例名	静岡市土地利用審査会条例		
制定年月日	平成16年12月22日	最終改正年月日	平成27年3月20日		
所管課名	開発指導課				
条例の概要	土地利用審査会は、国土利用計画法（以下「国土法」という。）第39条の規定により、土地の取引規制、遊休土地に関する措置等について、事務の適正な運用を確保するため、都道府県又は政令指定都市に設置される合議制の附属機関であり、当該条例は、「静岡市土地利用審査会」の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものである。				
評価					
基準	評価結果		対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	国土法第39条及び第44条により、指定都市において土地利用審査会の設置が義務付けられており、その組織及び運営に関し必要な事項は条例で定めることとされている（国土法第39条第10項）ため、当該条例が必要である。		国土法に基づき必要である。		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	毎年度1回程度開催しており、有効に機能している。		更に有効な手段へ改正する余地は無い。		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	外部コストは無く、行政における事務に煩雑性は無い。		より効率的な制度に改正する余地は無い		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	適法性を司法の場で否決されたことは無い。		該当無し		
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	国土法第39条第4項により、「委員は、土地利用、地価その他土地に関する事項について優れた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者」とされており、市民参画の仕組みを定める余地は無い。		協働を図る余地は無い		
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	昭和49年に、国土庁（現：国土交通省）から標準条例が通知されており、どの都市もこれに基づいて条例を定めているため、都市間でほとんど差異は無い。		改正の余地は無い。		
キ その他					
見直し結果					
改廃等の必要	理由			特記事項	
現行どおり					

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整すること。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内にする。
- 2 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）を添付すること。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容の整合を図ること。

条例点検票

		作成年月日		令和4年6月3日	
条例番号	平成20年静岡市条例 第1号	条例名	静岡市教育委員会委員定数条例		
制定年月日		平成20年2月22日	最終改正年月日		平成27年3月20日
所管課名		教育局教育総務課			
条例の概要	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第3条ただし書の規定に基づき、静岡市教育委員会の委員の定数を定めるもの。				
評価					
基準	評価結果		対応		備考
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	教育委員会委員の定数を定めるものとする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定が存続しており、これに基づき条例を定める必要がある。		改正不要		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、市の教育委員会委員の定数を定める必要がある。		改正不要		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	効率的である。		改正不要		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	適法である。		改正不要		
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	事務の性質上、協働の余地はない。		改正不要		
カ 他都市 他都市の条例かどうか。	他都市においても同様の条例が整備されている。		改正不要		
キ その他					
見直し結果					
改廃等の必要	理由			特記事項	

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整すること。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内にする。
- 2 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）を添付すること。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容の整合を図ること。

条例点検票

		作成年月日		令和4年6月3日	
条例番号	平成27年静岡市条例 第16号	条例名	静岡市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例		
制定年月日	平成27年3月20日	最終改正年月日	平成27年3月20日		
所管課名	教育局教育総務課				
条例の概要	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づき、静岡市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるもの。				
評価					
基準	評価結果		対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	教育長の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定める地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定が存続しており、これに基づき条例を定める必要がある。		改正不要		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例を定める必要がある。		改正不要		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	効率的である。		改正不要		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	適法である。		改正不要		
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	事務の性質上、協働の余地はない。		改正不要		
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	他都市においても同様の条例が整備されている。		改正不要		
キ その他					
見直し結果					
改廃等の必要	理由			特記事項	

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整すること。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内にする。
- 2 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）を添付すること。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容の整合を図ること。

条例点検票

		作成年月日		令和4年6月3日	
条例番号	平成27年静岡市条例 第18号	条例名	静岡市教育委員会教育長の勤務時間、休暇等に関する条例		
制定年月日		平成27年3月20日	最終改正年月日	平成27年3月20日	
所管課名		教育局教育総務課			
条例の概要		静岡市教育委員会教育長の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるもの。			
評価					
基準	評価結果		対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい 課題は何か。条例は必 要か。	常勤の特別職である教育長は、職務専念義 務が課されることから、勤務時間、休暇等 を条例で定める必要がある。		改正不要		
イ 有効性 課題に対し有効に 機能しているか。	有効に機能している。		改正不要		
ウ 効率性 効率的か。無駄はな いか。	効率的である。		改正不要		
エ 適法性 判例で適法性を否 定されたことはない か。	適法である。		改正不要		
オ 協働性 協働は果たされて いるか。協働の余地は ないか。	事務の性質上、協働の余地はない。		改正不要		
カ 他都市 他都市の条例はど うか。	他都市においても同様の条例が整備され ている。		改正不要		
キ その他					
見直し結果					
改廃等の必要	理由			特記事項	

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整すること。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内にする。
- 2 条例の概要が分かる資料（条例概要書、パンフレット等）を添付すること。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価（事務事業評価又は施策評価）をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容の整合を図ること。